

2016 年 06 月 28 日

不正通行者の逮捕について

～ 首都高速道路株式会社は不正通行に毅然と対応します～

警視庁は、通行料金を支払わず不正に首都高速道路を通行していた容疑者 1 名を、道路整備特別措置法違反の容疑で 6 月 27 日（月）に逮捕したと本日発表しました。

今回の逮捕は、本来支払うべき通行料金を支払わずに不正に首都高速道路を通行していたため、首都高速道路株式会社が警視庁に通報したことがきっかけになり、逮捕に結びついたものです。

弊社はこれまでも、有料道路事業に対するお客様の信頼を損ねることがないよう、『不正通行は許さない』という強い姿勢で取り組んで参りましたが、今般、容疑者が逮捕されたことは、通行料金負担の公平性の確保及び不正通行抑止の観点で意義のあるものと考えております。

今後も弊社は不正通行に対し、毅然とした態度で臨むとともに、警察の捜査に積極的に協力し、不正通行対策に取り組んでまいります。